さいしん

第 27 号

2009 年 5 月 31 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamadajiken.hp.infoseek.co.jp/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

袴田巖さんを救援する清水･静岡市民の会が

5月21日（裁判員制度施行日）に

静岡地裁に要請行動！！



袴田巖さんの再審を求める会

再出発！！

よろしくお願い
いたします。

Contents

○レポート	浜松・袴田巖さんを救う会主催の「袴田巖さんは無実だ！一日も早い再審開始を 5.24 浜北集会」に出席しました。	豊島 ……	2
○報　　告	５月 21 日に静岡地裁に要請行動	福田 ……	3
○会員向け報告	求める会再建計画続報	求める会事務局	4
○会員向け報告	求める会会則	求める会事務局	5
○報　　告	面会報告	福田 ……	6
○報　　告	弁護団の動き	福田 ……	8
○レポート	『週刊金曜日』PRESENTS スペシャル版 in LOFT/PLUS ONE「検察の暴走を許すな」2009.4.17	石井 ……	9
○レポート	「なくせ冤罪 !5.20 大集会」(九段会館大ホール)	石井 ……	9
○報　　告	ボクシング界の支援活動	福田 ……	10
○寄　　稿	袴田巖さんと私とボクシング	神保露樹さん	11
○お知らせ	「ザ・スクープスペシャル」で特番放映！	福田 ……	11
○訂正報告	「裁判員制度と袴田事件」に関する訂正とお詫び	福田 ……	12
○レポート	冤罪防止を考える市民集会参加報告 5 月 22 日	福田 ……	13
○読者コーナー	会員の方からのご質問 Q&A	求める会事務局	14
○レポート	狭山事件の集会に行ってきました。	校條 ……	15
○活動報告	活動日誌、活動予定、編集後記	求める会事務局	16

浜松・袴田巖さんを救う会主催の「袴田巖さんは無実だ！一日も早い再審開始を 5.24 浜北集会」に出席しました。

豊島

浜松市浜北区の中瀬公民館において 50 名近い参加者のもと行われました。

渥美邦夫会長の挨拶に続き、岡島弁護士より、明らかに無実を示している袴田事件であっても再審開始の難しさ等の報告の後、袴田巖さんの再審を求める会の福田さんから、東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会委員長の新田さんの 4 月 22 日 (水) 東京拘置所においての面会時の状況に関するビデオ報告が行われました。車いすに乗り、手足のむくみも確認されたとの話。心身ともに良い状況とは思われません。

続いて行われた清水・静岡市民の会の方たちからの 5 点の衣類に関する実験、また冤罪事件に関する連帯のアピールの後、静岡地裁・長谷川憲一裁判長、林英介法務大臣に対しての要請書の確認を行いました。

そして最後に、秀子さんの胸が締め付けられるような一言一言に、改めて、一日も早く巖さんを奪還するため連帯して頑張っていかねばならないと強く思いました。

2009 年 5 月 24 日 (日) ■



5月２１日に静岡地裁に要請行動

共同代表 福田勇人

裁判員制度が始まった５月 21 日 (木)、地元清水の支援者らは静岡地裁に署名を提出し、早期再審開始と市民に開かれた司法の実現を要請し、その後記者会見を開きました。平日ということもあり残念ながら本会からは参加できませんでしたが、このような要請と会見を頻繁に行い、市民が事件に注目していることを裁判所に訴え、再審開始のための援護射撃に努める必要があります。■

地元静岡の「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」が静岡地裁に署名提出！

新聞記事から

Free Hakamada Now!!!

平成２１年(2009年)５月２１日（木曜日）

袴田死刑囚の支援団体 再審求め署名提出 静岡地裁

旧清水市（静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」で、静岡地裁に第二次再審請求を申し立てている袴田巌死刑囚(七三)の支援団体は二十一日、再審開始を求める約三百五十六人分の署名を同地裁に提出した。

同日、地裁に出向いた「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の会員十人は、応対した二人の地裁職員に三月から静岡市内の繁華街で集めた「袴田死刑囚の第二次再審の早期開始」を求める署名と要請文などを提出した。

市民の会の楳田民夫代表は同日の会見で、「袴田さんの体力の問題もあり、一刻も早く再審を始めてほしい」と話した。署名活動は今後も続けていく方針。



第二次再審請求を求める署名提出後に会見する支援団体の会員

平成２１年(2009年)５月２５日（月曜日）

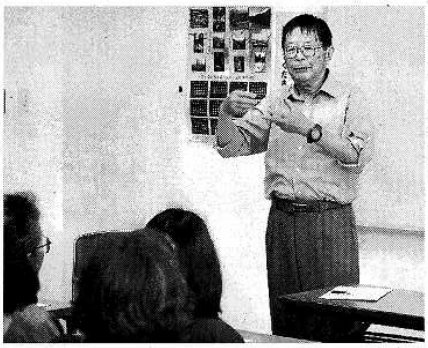
袴田事件「早期再審を」 浜北区 救う会、要請書送付を決議

旧清水市（静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」で死刑が確定し、静岡地裁に二回目の再審請求をしている元プロボクサー袴田巌死刑囚(七三)を支援する「浜松・袴田巌さんを救う会」（渥美邦夫会長）と姉の秀子さん(七六)は二十四日、浜松市浜北区の中瀬公民館で集会を開き、法務大臣と同地裁の裁判長あてにそれぞれ死刑執行の停止と再審の早期開始を求める要請書を決議した。

要請書は袴田死刑囚が拘禁症状による「心神喪失の状態」のため死刑執行停止と適切な治療が必要とし、再審による無罪判決を求めている。郵送で提出するという。

同区は袴田死刑囚が戦時中に疎開し、小学生からプロボクサーになるまでを過ごしたゆかりの地。同級生らも多く会場を訪れた中、渥美会長は「知人の多い地元から支援の輪を広げたい」とあいさつした。

袴田事件弁護団の岡島順治弁護士は再審請求の進展具合などを説明した。事件から約一年二カ月後に現場近くのみそタンクから見つかり、犯行時に袴田死刑囚が着用していたとして証拠に採用されている五点の衣類について「証拠のねつ造を証明する実験を進めている」とした。



袴田巌死刑囚の再審早期開始を訴える渥美会長＝24日午後、浜松市浜北区の中瀬公民館



求める会再建計画続報

袴田巖さんの再審を求める会事務局

袴田巖さんの再審を求める会再建計画

2009 年 5 月 31 日

会員・読者の皆さま

袴田巖さんの再審を求める会事務局

前号『さいしん』送付時に同封した「袴田巖さんの再審求める会再建計画回答用ハガキ」のうち、回答期日までに返信されたハガキを 4 月 18 日 (土) の定例会時に集計しました。結果は以下のとおりです。

有効回答者数 :73 名
会員になる意思表示をした方 :41 名
会則 (修正案) を承認した方 :41 名
代表候補者案を承認した方 :41 名

よって会則 (修正案) および代表候補者案は承認されましたので、承認された会則をあらためて次ページに掲載するとともに、石井信二郎・福田勇人・校條実の 3 名が本会の共同代表に選任されたことを報告します。

本会は会員数 41 名から再スタートを切ることになりました。あまりに心もとない数字ですがこれが現実です。袴田巖さんの再審・無罪を獲得し、一刻も早く自由を取り戻すために、会員になっていただいた方には一層の支援・協力をお願いするとともに、一人でも多くの方が本会の会員となり、具体的な活動に参加されるよう切に願います。

なお、集計以後も回答用ハガキが返信されており、5 月 30 日現在の会員数は 54 名となっています。返信し忘れている方は今からでも結構ですので、なるべく返信していただくようお願いします。また、本会では現在事務局員を募集しています。皆さんの知恵と力をお貸し下さい。■



Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

会　則

第１条 (名称)

本会は「袴田巖さんの再審を求める会」(英訳名 :The Association Demanding a Retrial for Mr. Iwao Hakamada) と称します。

第２条 (目的)

本会は死刑囚袴田巖さんの再審開始決定と無罪判決の獲得、およびその実現までの間の刑の執行停止と身体拘束からの解放を目的とします。

第３条 (活動)

本会は前条の目的を達するために以下の活動を行います。

（1）　袴田巖さんとその家族への支援
（2）　広報・情宣・ロビイング
（3）　弁護団および他の支援団体との連携
（4）　その他目的達成のために必要な活動

第４条 (会員および会費)

1.　本会の目的に賛同し会費を支払う人を会員とします。
2.　会費は年 3,000 円です。

第５条 (代表者)

1.　会員の中から代表を選任し本会の代表者とします。ただし、代表は複数名選任することができ、その場合は共同代表とします。
2.　代表の任期は２年とし再選も可能です。

第６条 (事務局)

1.　本会の活動を円滑に実施するために事務局を置き、会員の中から事務局員を募ります。
2.　事務局員の中から役員として事務局長１名および会計１名を選任します。
3.　事務局役員の任期は２年とし再選も可能です。

第７条 (定例会)

1.　本会の具体的活動について協議するために、通常毎月定例会を開催します。
2.　会員は本会に連絡すれば誰でも定例会に参加することができます。
3.　会員以外の人は、代表の同意により定例会に参加することができます。

第８条 (決定・承認方法)

1.　次の事項の決定・承認については、会員の過半数の同意を必要とします。
（1）　代表選任
（2）　年次収支報告
（3）　会則改定
2.　事務局役員選任の決定・承認については、事務局員の過半数の同意を必要とします。
3.　その他の事項の決定・承認については、定例会に参加した会員の過半数の同意を必要とします。ただし、緊急時や会員が個人の意思と責任において行う活動についてはこの限りではありません。

第９条 (会報)

本会の活動報告・意見表明等のために会報『さいしん』を通常隔月発行し、会員等に配布します。ただし、会員以外で購読を希望する人には年間購読料 2,000 円で配布します。

第 10 条 (退会)

会員は本会へ連絡することによっていつでも退会できます。

第 11 条 (連絡先)

本会の連絡先は以下のとおりとします。

〒 101-0061　東京都千代田区三崎町 2-2-13 三崎信愛ビル 502 号
FAX：03-3238-0797　E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

2009 年 4 月 18 日施行



面会報告

共同代表 福田勇人

● 2009 年 4 月 22 日 (水)

14 時 45 分頃、東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会委員長の新田渉世さんと共に東京拘置所を訪れ、袴田巖さんとの面会に臨みました。私はいつものように拘置所職員から「福田さんは面会が許可されておりません。」と告げられたので、「理由は何でしょうか。」と尋ねたところ、「東京拘置所長の決定です。」との回答。こちらとしてはその決定の理由を訊いたつもりだったのですが、相手には通じなかったのか、通じてはいるものの明確な回答を避けたのか、とにかくはっきりとした理由はわからず、毎度のように門前払いでした。

新田さんにはいつものように面会整理表が窓口で交付されましたが、これまでと違っていたのは整理表の色が緑ではなくピンクだったことです。東京拘置所では整理表の色は面会室のあるフロアーによって色分けされています。これまでのように 10 階面会室での面会を指定される場合は緑色の整理表が交付されるのですが、ピンク色の整理表の場合は 6 階面会室での面会を指定されます。今回初めて 6 階フロアーでの面会を指定されたのですが、拘置所側としては確定死刑囚の所内での移動は最小限に抑えようとするでしょうから、よほどの理由がなければその死刑囚が収監されている独房と同じフロアーの面会室で面会させるはずです。つまり今回面会室の指定フロアーが変わったということは、袴田さんが 10 階から 6 階へ房を移動したと考えられるわけです。ただ、この移動が定期的なものなのか、それとも何か特別な意味があるのかはよくわかりません。

15 時 30 分過ぎに 6 階 3 号室での面会から戻ってきた新田さんによると、袴田さんは車椅子に乗せられて面会室に入ってきたそうです。服装はエンジ色のフリースの上着に作業ズボン。心配した新田さんが足の状態について聞くと、「郵便局が私の血でどんどん出来てきて、やたら儲かっているから心配しなくていい。」「高い知恵が私の血や肉になって、どんどん入ってきて地球くらい大きくなっている。それで足がグラグラするのは当たり前のことだから心配ない。」などと答えたそうです。

また、顔と手 (特に左手) がむくんで手の甲がパンパンにはれているようだったのでそのことを尋ねたところ、「これは電波のせいだ。どんどんエネルギーが入ってくるから当たり前のことだ。」と答えたそうです。左手中指がバネ指のように突っ張っている感じもあったそうで、少し健康面が気がかりです。立会いの拘置所職員は新田さんに対し、「健康面については電話で医務課に問い合わせて下さい。」と言うだけで健康状態に関する説明は全くなかったそうです。

その他、ボクシングについて袴田さんが、「世の中が反映するためにどんどん試合をやって、とにかく若い人をしっかり指導してやってくれ。」というようなことを何度も話していたことが新田さんの印象に強く残ったそうで、全体的にいつもと少し様子が違い、袴田さんが何だか人生のまとめに入っているような感じを受け、正直ちょっとさびしい気がしたそうです。

なお、翌日姉のひで子さんが電話で東京拘置所に袴田さんの車椅子使用について問い合わせた際、「面会に向かうときに足元がフラフラしていたので車椅子を用意したが、状態はそれほど悪くないので心配いらない。」との説明を受けています。

● 2009 年 5 月 26 日 (火)

14 時 40 分頃、ひで子さん、新田さん、そして熊本典道元裁判官が東京拘置所を訪問し袴田さんとの面会に臨みました。熊本さんはこれまでと同じく拘置所側から「面会不許可」決定を告げられました。また、ひで子さんと新田さんも、袴田さんが「房から出たくない」と面会を拒否している旨拘置所側から説明され、面会できませんでした。

5 月はこの日以外にも、14 日 (木) に人権救済申立てに関する調査のために日弁連人権擁護委員会の担当弁護士 3 名が、20 日 (水) にひで子さんがそれぞれ面会を試みましたが同様の理由で一度も実現しませんでした。袴田さんによる面会拒否がまた始まってしまいました。ひで子さんによれば、この時期はあまり調子が良くないとのことですが、一時的なものであることを願います。

そして熊本さんに対する再三の「面会不許可」決定については、その壁を突破するための法的手段を真剣に検討しなければならない段階に入っています。自らを“ 殺人未遂犯 ”と称する熊本さんは、その“ 犯罪被害者 ”である袴田さんに対し心から謝罪したいと願っています。そして袴田さん自身も面会中にひで子さんや新田さんに対して熊本さんと面会してもかまわないと言っているのです。謝罪することを衷心から願う加害者と、その謝罪を受け入れようとする被害者がいるにもかかわらず、第三者である東京拘置所長はどんな理由があってその機会を奪うのでしょうか。昨今の日本社会では、「謝罪」は過ちを犯した人の「義務」であると考えられているようですが、強いられる謝罪には傷ついた人の心を癒す力はありません。「謝罪」の本質は「権利性」にあると私は思います。加害者は人権としての「謝罪する権利」を、そして被害者も人権としての「謝罪を受ける権利」を持っているのではないか。双方の意思が合致したとき、第三者がその権利を奪うことは許されない。なぜならそれは「癒し」や「赦し」の機会を奪うことに他ならず、社会全体にとってマイナスだからです。熊本さんの「謝罪権」と袴田さんの「被謝罪権」を保障するためにも、何としても二人の面会を実現させなければなりません。■





弁護団の動き

共同代表 福田勇人

昨年 4 月 25 日に袴田ひで子さんを請求人として静岡地裁に第 2 次再審を請求して以来早 1 年が経過しました。では肝心要の再審請求審はどこまで進んでいるのかと言えば、残念ながら表面的にはほとんど何も伝わってきません。しかし、それは弁護団が何もしていないからではありません。以下、再審請求審への取り組みなどについて、現在弁護団がどのような活動を行っているのか簡単に報告します。

審理が進んでいない理由は、これまで『さいしん』誌上でも何度か触れたとおり、ひで子さんを請求人とすることの適法性、つまり袴田巖さんが刑事訴訟法 439 条 1 項 4 号にある「心神喪失の状態に在る」かどうかについての判断を静岡地裁が自ら行おうとせず、再審請求とは別に提起していた成年後見審判の結果が出るのを待つ方針を採っていたからです。その結果静岡地裁はこれまでの裁判の確定記録を検察庁から取寄せることすらしませんでした。しかしその問題は今年 3 月 2 日付でひで子さんを袴田さんの保佐人に選任する審判が出たことで意味がなくなっています。同法 439 条 1 項 3 号には保佐人が再審請求できる旨規定されているからです。

この点 (ひで子さんが再審請求権者に該当することの根拠の変更) について弁護団が静岡地裁に問い合わせたところ、「上申書」を提出すれば足りるとの回答を受けました。そこで弁護団は今月 15 日、静岡地裁に上申書を提出し、その中で同時に、三者協議 (裁判所・検察・弁護団による再審請求審の進行などに関する協議) を早急に開催するよう申し入れました。これで裁判所も漸く重い腰を上げて、少なくとも確定記録の取寄せは行うだろうと思われます。しかし、たとえ三者協議が行われたとしても事実調べを裁判所がするかどうかは、狭山事件の例を出すまでもなく、全くわかりません。それには弁護団がどれだけインパクトのある新証拠を提出できるかにかかっているわけですが、新証拠発掘についてはこのところやや弁護団の活動が停滞しているように感じられます。もちろんそれは我々支援者のサポートが弱いということでもあるので、弁護団だけを批判しても無意味です。法廷での闘いは弁護団に任せるほかありませんが、法廷外の闘いでは支援者も大い活躍する場があるのですから。

今のところ目に見えた成果は得られていませんが、昨年 9 月からは弁護団証拠開示班が定期的に会議を重ね、新証拠発掘に資すると思われる数点の未提出証拠に関して 12 月 4 日付で静岡地検に「証拠開示要請書」を提出しています。しかし検察がその要請に応じないため、近々裁判所に「証拠開示命令申立書」を提出することにしています。

また、今年 3 月に開かれた弁護団会議のときから、会議開催日の午前中に、若手メンバーが中心の勉強会を開催するようになりました。最高裁の特別抗告棄却決定や東京高裁の即時抗告棄却決定の読み合わせなどを行いながら、各メンバーが課題を設定しつつ自由に意見交換が行われており、今後具体的な成果につながるものと期待されます。

再審請求審とは直接関係ありませんが、弁護団は様々な手を使って袴田さんの早期解放を目指しています。昨年 11 月 7 日に法務省に死刑執行停止と医療施設への移送を申し入れたこともその一つです。しかし、それに対して法務省からは何の回答もなかったため、弁護団は今年の 1 月 13 日に日弁連の人権擁護委員会に対して「人権救済申立」を行いました。この「人権救済制度」は様々な人権侵害に対して日弁連が正式に勧告や警告を発する制度です。弁護団はこの制度を利用して、死刑執行の停止や医療施設への移送、そして恩赦の適用を法務大臣に対して勧告することを求めたのです。なお、面会報告の記事にも書きましたが、その「人権救済申立」に関する調査のために今月 14 日、弁護士 3 名が東京拘置所で袴田さんと面会しようと試みましたが、袴田さんは面会を拒否しています。

この申立ては現在調査中ですので日弁連がどのような結果を出すかはわかりませんが、申立が認められて法務大臣に勧告・警告を発することになったとしても、残念ながらそれに強制力はありません。そこで、弁護団は

現在、死刑執行を停止させるために何らかの法的手段が採れないか検討を始めています。来月 11 日には行政訴訟の専門家を呼んで勉強会を開催することになっています。この種の訴訟は非常に厳しい闘いを強いられることが目に見えているので、限られた時間とエネルギーをどう使うかが問題になります。再審請求審の実体審理が始まるとなれば、別の訴訟を提起・維持することは難しくなるので、専門チームを別に結成するなどの手立てが必要かもしれません。

その他、弁護団のメンバーはあちこちで開かれる支援集会などで事件の不当性を訴えるなど世論喚起のための活動も行っています。今年３月に来日し「袴田事件」や日本の死刑制度の調査を行い、本国の国会などで袴田さんの救援活動を行っているイギリスの下院議員・アリステア・カーマイケル氏 (『さいしん』26 号ほか参照) には、謝意を表する書簡を送付しました。弁護団はこうした地道な活動を継続することで裁判所や法務省の重い扉をこじ開けようとしています。大体月に一度のペースで東京と静岡で交互に開催される弁護団会議にはひで子さんや我々支援者も参加し連携を深めています。今後の展開に注目して下さい。■

『週刊金曜日』PRESENTS スペシャル版 in LOFT/PLUS ONE「検察の暴走を許すな」2009.4.17

石井

< 新宿ロフトプラスワン HP より抜粋 >

民主党の小沢一郎代表の公設第 1 秘書が 3 月 24 日、東京地検特捜部に政治資金規正法違反 (政治資金収支報告書の虚偽記載罪) で起訴された。だが、メディアが盛んに報じた「もっと大きな犯罪」による再逮捕はなかった。小沢代表からの事情聴取は当面見送られた。来たる総選挙によって政権交代が起きると言われているなか、「政治に強い影響を与える」検察の捜査のあり方に批判が高まっている。検察の取り調べの実情を暴露し、検察の「正しい」あり方を考える。

【出演】

青木 理 (ジャーナリスト)

石坂 啓 (『週刊金曜日』編集委員)

神林広恵 (ジャーナリスト、元『噂の眞相』デスク)

佐藤 優 (作家、起訴休職外務事務官)

鈴木宗男 (衆議院議員、新党大地代表)

安田好弘 (弁護士)

司会 : 佐高 信 (『週刊金曜日』発行人)

< 感想コメント >

金曜夜の新宿で一杯やりながらのトークイベントですから、検察への憤りよりガス抜きイベントっぽくなりましたが佐藤さんの巧みなトークに会場爆笑のうちに終りました。途中、鈴木宗男さん、佐藤優さんが私たち「袴田巖さんの再審を求める会」のメンバーとボクシング協会の新田渉世さんが客席にいることに気づいてくださり司会の佐高信さんに繋いでくれました。そして新田さんが若干のアピールをする機会をいただきました。

佐藤優著「国家の罠」読んでない人は、是非お読みください。国家の外交政策というのはこうして進められ、また意味不明な理由でもひっくり返されてしまうものなのだと理解できます。そして「国策捜査」の赤裸々な実態を知ることができます。■

「なくせ冤罪 !5.20 大集会」（九段会館大ホール）

石井

裁判員制度施行の前日、日本国民救援会を中心とする実行委員会主催によるイベントが開催されました。

この日は講談師田辺凌鶴さんによる講談「死刑と裁判員」と構成劇「冤罪はこうして作られる」の上演があり、約 200 名の参加者がありました。袴田ひで子さんも日本国民救援会静岡県本部の事務局長・佐野さんらと供に途中まで参加されました。

私も前半の講談だけ聞いて中座しましたが、さすがプロの講談師、ドキュメンタリーなどの映像表現とは一味違った趣でなかなか聴かせる出し物でした。「袴田事件」も十分に講談に出来そうな内容があるので出来たら新しいアピール手段として面白いなと思いました。タイトルだけは直ぐに思いつきます。講談「それでも袴田君は無罪である」てぇのはどうでしょう。■

ボクシング界の支援活動

共同代表 福田勇人

あらためて言う必要もありませんが袴田巖さんはプロボクサーでした。その経歴がアダとなり、警察に「ボクサーくずれ」のレッテルを貼られた挙句に逮捕されてしまったのですが、それでも袴田さんはきっと今でもボクシングが大好きなんだと思います。だからボクシング界を代表して新田渉世さんが面会に行くと、訳のわからないことを言いつつも、ボクシングの話題になるとピントの会った話をするんです。そしてボクシング界もそんな袴田さんを見殺しにするはずはありません。これまでも多くの先輩ボクサー達が支援活動を展開してきました。残念ながら袴田さんの解放を見ずに鬼籍に入られた方も少なくありません。でも、彼らの遺志は今しっかりと若い世代に引き継がれています。

今年の４月からは東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会が毎月「袴田巖ニュース」(同封５月号参照)を発行するようになり、全国のボクシングジムに送付したり、試合会場(後楽園ホール)でプログラムに挟んで来場者に配布するなどして、一人でも多くの人にこの事件と袴田さんの現在置かれている状況を知ってもらおうと努力しています。支援委員会は毎月会合を開いて具体的な活動計画について活発に話し合っています。ビラの印刷や配布、カンパ箱や横断幕の作成など、支援活動を全て自前でできるようにしようと、今月からプロボクシングのライセンス保持者や保持経験者を対象に支援委員会のサポーターを募集するようになりました。そしてその第１号に、日本では珍しいヘビー級ボクサーの市川次郎さんが名乗りをあげてくれました。試合会場で何時間も立ちっぱなしでカンパ箱を持つ市川さんの姿を目にすると、支援活動の裾野が確実に広がっているのを感じます。

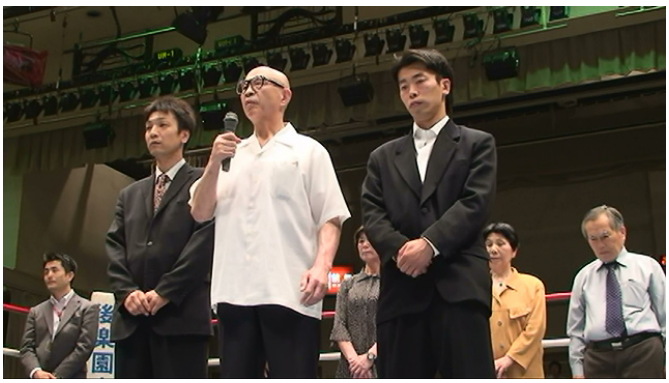
もちろん昔から支援を続けている先輩方もがんばっています。５月 26 日(火)に後楽園ホールで開催された興行では、主催者のトクホン真闘ジム会長・佐々木隆雄さんや、昨年惜しくも亡くなられた横浜光ジム会長・関光徳さんの奥様、そしてちょっと風貌が袴田さんに似ている花形ジム会長の花形進さんらが、袴田ひで子さんや熊本さんと並んでリングに上がり支援を訴えました。不自由な体を押して最後にマイクを握った佐々木さんが引用した、英国元首相チャーチルの言葉は来場した観客の心に何かを残したに違いありません。

「財産を失うことは小さく失うことである。名誉を失うことは大きく失うことである。しかし、勇気を失うことは全てを失うことである。」

打たれても打たれても相手に向かっていく。何度ダウンしてもレフェリーが試合を止めるまではあきらめずに闘い抜く。それが誇り高きボクサーの真髄だと思います。新田さんの人生訓でもある「負けに負けるな。」とも相通じます。袴田さんが死刑執行の恐怖の中で辛うじて正気を留めているとすれば、それはボクシングで培った勇気をまだ完全に失ってはいないからでしょう。ボクシング界の仲間の支援は袴田さんにとっては生命線と言えるかもしれません。そして、彼らの姿から私たちも勇気をもらっているのではないでしょうか。■









袴田巌さんと私とボクシング

神保 露樹

はじめまして。神保 露樹 (じんぼ つゆき) と申します。現在は社会保険労務士として活動しております。

あれは中学２年生の冬。忘れもしない 1988 年 1 月 31 日日曜日。部活もしておらず、高校受験までもまだ余裕があり、溜まり場だった友達の家でいつものようにお菓子を食べながらテレビを見ていました。何を見ていたのかは覚えていません。CM の時、リモコンでチャンネルを適当に操作していると、ボクシングを放送していました。既にボクシングはマイナースポーツであり、殆ど見たことはありませんでした。そして、一人のボクサーが画面に大写しになりました。

「あれ、こいつお前に似てるじゃないか」

友達が私に叫びました。ボクサーには似つかわしくない優しげな風貌 (弱々しい、と表現した方が適切かもしれません。すいません。以前、大阪・ミナミの繁華街で酔っ払いに殴られてスポーツ誌の一面を飾った記憶があります。) のひょろりとした青年が、嵐のようにパンチを繰り出していました。私は画面に釘付けになりました。そして、レフェリーが割って入り、そのボクサーの TKO 勝ちが宣告されました。そのボクサーとは、井岡弘樹選手。大きな感動を呼んだ、名伯楽、エディ・タウンゼントさんが井岡選手の勝利を見届けて、天国へと旅立ち、大きな感動を呼びました。ボクシングが好きな方だったら、ご記憶の向きもあるかもしれません。それからはボクシングにはまり、毎月「ボクシングマガジン」「ワールドボクシング」(「ボクシングワールド」に名称変更後、今年 6 月 15 日発売号をもって休刊。何か運命を感じます)。一時はストロー級からミドル級までの日本ランカーと、WBA・WBC の全階級の世界王者の名前をそらんじて言えるほど、ボクシングにのめりこみました。

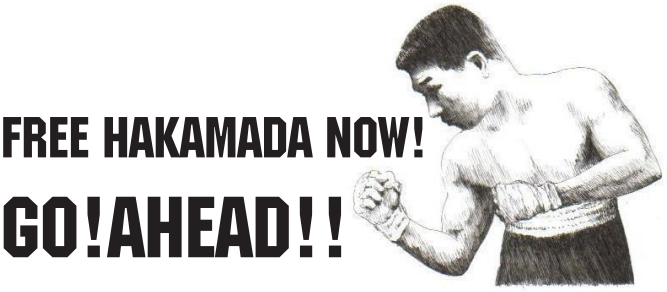
そんな中で、「袴田事件」について知ることとなります。当時は冤罪とかよく分かりませんでした。

私のボクシング競技歴は、高校 1 年の時、東池袋にあった東拳ジムに入門し、すぐに退会してしまいましたが、大学 3 年生の時、鬼塚勝也さんの専属トレーナーだった協栄ジムの古口哲さんが独立してジムを開かれましたので、練習に励んでおりましたが、根性 & 才能がなく、ライセンスすら取得できませんでした。

そして時は流れ、社会保険労務士の資格を取得し、調子にのって司法試験の勉強をしていました。(これも断念しました。本当にヘタレです) 独立に向けて挨拶をしていた際に、東拳ジムから独立し、フラッシュ赤羽ジムの会長である川島勝さんから試合のチケットをいただきました。久々に後楽園ホールに足を運んだ際、千代泰之様の「一拳一会」を購入し、袴田巌さんの再審を求めるために、新田渉世会長を中心に活動していることを知り、事務局に連絡し、福田勇人様にお会いし、私も参加させていただく運びとなりました。

5 月 16 日。定例会に初参加し、石井信二郎様、江口良子様、校條実様にも暖かく歓迎していただき、熱心な活動ぶりに心うたれました。裁判官はエリート意識の固まりのような連中です。一度下された裁定を覆すことは容易な事ではありません。しかし、たとえ 1% でも可能性がある限り、動かなければ何も始まりません。袴田巌さんも当年 73 歳。残された時間は決して多くはありません。一刻もはやく、自由な空気を吸わせてあげたいです。

今後とも宜しくお願い致します。■



「ザ・スクープスペシャル」で特番放映！

福田

今月 17 日 (日)14 時 ~15 時 25 分、テレビ朝日の報道番組「ザ・スクープスペシャル第 27 弾」の第 1 部で、「『私は間違えた』... 袴田事件元裁判官 “ 贖罪の旅路 ”」が放映されました。裁判員制度との絡みで熊本元裁判官にスポットが当てられ、「袴田事件」の疑問点を紹介するとともに人を裁くことの難しさを浮き彫りにした内容で、本会も数か月前から取材に協力してきました。

現在番組ホームページ

http://www.tv-asahi.co.jp/scoop/

で動画配信されていますので、見逃した方は是非アクセスしてみて下さい。■

「裁判員制度と袴田事件」に関する訂正とお詫び

共同代表 福田勇人

前号『さいしん』に私が寄稿した「裁判員制度と袴田事件」の冒頭部分で、もし袴田巖さんに再審開始決定が出されて再審裁判開かれた場合には裁判員制度が適用されると書きましたが、これは誤りだったので、後日最高裁広報課と法務省裁判員制度啓発推進室へ電話で照会したときの回答などをもとに、以下それについて説明して訂正させてもらいます。

いわゆる裁判員法の附則第 4 条第 1 項には次のような規定があります。

この法律の施行の際現に係属している事件については、第 2 条第 1 項及び第 4 条の規定は適用しない。この法律の施行前判決が確定した事件であってこの法律の施行後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。」

ここにある「第 2 条第 1 項及び第 4 条の規定」とは、どういう事件が裁判員制度の対象になるのかを定めた規定のことです。それによれば裁判員制度の対象事件は刑事事件のうち主に「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」などの重大事件で、しかも地方裁判所に係属する事件に限られます。そこでそれらの規定を踏まえると裁判員制度と再審裁判の関係は次のようになります。

1. 再審を開始するかどうかを審理する再審請求審 (例えば現在袴田ひで子さんを請求人として静岡地裁に提起している、いわゆる「袴田事件第 2 次再審請求」など) には事件の内容・係属裁判所の別にかかわらず裁判員制度は適用されない。
2. 裁判員制度が施行される前に判決が確定した事件 (例えば 1980 年に死刑判決が確定した「袴田事件」など) について再審請求がなされ、裁判員制度の施行後 (今年の 5 月 21 日以後) に再審開始決定が確定した場合、事件の内容や係属裁判所の別にかかわらず再審裁判には裁判員制度は適用されない。
3. 裁判員制度の施行後に判決が確定した事件について再審請求がなされ、再審開始決定が確定した場合で、その再審請求の対象となった確定判決が地裁判決だった場合、再審裁判は地裁に係属することになるので裁判員制度が適用されるが、再審請求の対象となった確定判決が高裁判決あるいは最高裁判決だった場合、再審裁判は高裁あるいは最高裁に係属することになるので裁判員制度は適用されない。

皆さんご承知のとおり再審請求とは裁判のやり直しを求めることです。そのやり直しを求める裁判には、地裁での裁判もあれば、高裁や最高裁での裁判もあります。例えば「袴田事件」についての再審請求は、第 1 次、第 2 次、いずれも静岡地裁に対して提起されていますが、これは 1966 年 11 月 15 日から 1968 年 9 月 11 日まで開かれていた第 1 審静岡地裁での裁判のやり直しを求めているのです。別の言い方をすれば、あの熊本元裁判官が良心に反して書かざるを得なかった死刑判決の書き直しを要求しているわけです。

しかし別の死刑再審事件である「名張事件」はというと、第 1 審名古屋地裁で奥西さんは無罪判決を受けています。ところが検察控訴による名古屋高裁で一転死刑判決が下され、最高裁が上告を棄却して死刑判決が確定してしまいました。そこで奥西さんや弁護団は、第 1 審無罪判決を破棄して死刑を言い渡した控訴審のやり直しを求めているわけです。そうすると、仮に今最高裁で審理されている「名張事件」第 7 次再審請求の特別抗告審で再審開始決定が出されて確定した場合、「名張事件」は名古屋高裁の控訴審からやり直すことになります。

つまり再審裁判がどの裁判所に係属することになるのかは、その再審請求がどの確定判決に対して提起されたかによって違ってきます。「袴田事件」も第 1 審静岡地裁の確定判決 (いわゆる熊本判決) ではなくて、東京高裁での控訴審の確定判決や最高裁での上告審の確定判決に対して再審請求することも、それができる場合の条件はかなり厳しくなりますが法律上不可能ではありません (刑事訴訟法第 436 条第 1 項)。ただし、繰り返しますが「袴田事件」や「名張事件」などは、上記 2 で説明したように裁判員制度施行前に確定した事件なので、どの確定判決に対して再審請求しようが、たとえ再審開始決定が確定して再審裁判が開かれたとしても裁判員制度の適用はありません。

ところが裁判員制度施行後に判決が確定した事件は、上記 3 のように再審裁判で裁判員制度が適用される場合があります。例えば「袴田事件」と全く同様の裁判経過を辿る事件が起きたとしましょう。その場合には再審裁判は静岡地裁に係属することになるので裁判員制度が適

用されますが、「名張事件」と全く同様の裁判経過を辿る事件が起きた場合には、再審裁判は名古屋高裁に係属することになるのでその適用はありません。

以上、前号『さいしん』に寄稿した記事の訂正でした。誤情報を掲載したことで読者諸氏にご迷惑をお掛けしたことをお詫びします。■

冤罪防止を考える市民集会参加報告

5月22日

共同代表 福田勇人

あちこちで繰り広げられた抵抗運動も虚しく、結局何事もなかったかのように裁判員制度がスタートした翌日の５月 22 日 (金)18 時から、東京・渋谷の法学館ビル 502A 教室で、「裁判員制度と冤罪防止を考える集い」が開催されました。この日狭山事件の大規模な集会があったので、それに合わせる形で企画されたものです。

弁護士の庭山英雄さんによる基調報告と、狭山・布川・袴田・足利・氷見・志布志の各冤罪事件の再審請求人・関係者によるアピールが行われ、「袴田事件」からは清水救援会の山崎俊樹事務局長が最近の裁判の動きなどについて報告しました。

また、飛び入りでアピールした「町田痴漢冤罪事件」の冤罪被害者の話から、この事件の第１審でデタラメな事実認定をして有罪判決を下した裁判官が、実は現在「袴田事件第２次再審請求」を審理している静岡地裁の長谷川憲一裁判長であることがわかり唖然としました。ちなみに、後で調べてわかったことですが、この長谷川裁判長は、先日 DNA 鑑定によって限りなく冤罪の可能性が強まった足利事件の控訴審で控訴棄却判決を下した３人の裁判官のうちの一人でもありました。この裁判官は立川反戦ビラ裁判で無罪判決を書いていたので多少期待していたんですが、過度の期待は禁物のようです。

さて、集会のテーマである裁判員制度と冤罪防止に関してですが、裁判員制度によって冤罪が増えるのか減るのか巷ではよく議論されますが、そもそもこの日本で過去に部分冤罪も含めてどれだけの冤罪が発生しているのか、正確なデータを持っている人は誰もいません。最高裁も検察庁も大学教授も、その実態をつかんでいる人はいないと思います。だから、裁判員制度と冤罪防止の相関関係を科学的に実証することなどできません。せいぜい無罪率の上昇や下降から、冤罪発生の増減を推測する程度でしょう。

科学的実証が困難であることに乗じて私は断言しますが、裁判員制度は冤罪防止に役立ちません。なぜならそれは冤罪防止を目的に設計されてはいないからです。冤罪防止に不可欠だと言われている取調べの全面可視化は実現したでしょうか。証拠の全面開示はどうですか。犯罪報道のあり方も改善されず、加えて被害者参加制度が導入されて剥き出しの処罰感情が法廷内を包み込む。事後検証を許さない過剰な守秘義務の押し付け。無罪判決に対する検察官控訴も許されたまま。ヒラメ裁判官を養殖し続ける官僚司法の根本問題は手つかず。これで冤罪が減るとは到底思えません。結局市民の良識に期待するしかない以上、冤罪が増えるか減るかは裁判員制度の問題ではなく、我々市民の眼力の問題になってきます。我々は今一度、「推定無罪」・「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判のルールを頭に叩き込む必要があるでしょう。■







読者コーナー

会員の方からのご質問Ｑ＆Ａ

事務局

東京都・台東区にお住まいの会員Ｓさんから以下のような質問が寄せられました。頂いた質問を要約してご紹介します。そして東京拘置所に冤罪で収監された経験のある本会事務局に参加されている江口良子さんからご本人の経験を踏まえた説明をさせていただきました。

Q：東京都・台東区Ｓさん

拘置所の担当刑務官は収監者の健康状態をどの程度観察し、上司への報告などしているのでしょうか。また袴田さんのように病気が精神的なものの場合は医者に診せるという処置が速やかにとられないのでしょうか。あるいは誰が医者に診せるのを拒否しているのでしょうか。

最近は死刑執行が多いですが、袴田さんが長期に執行されないことは法的に執行できない状況にあるのか、あるいは法務大臣が何か判決に疑問を持ち、判を押せないでいるのでしょうか。

Ａ：江口

(1) 拘置所内の診療、治療について

30 年以上前のことですが、袴田さんが未決 (死刑確定前) の期間に私自身冤罪の被告として袴田さんと同じ東京拘置所に拘留されていました。その間、袴田さんと文通していたことから袴田さんの冤罪を知り、私の冤罪事件の無罪確定後に袴田さんの支援に加わるようになりました。

その拘置所に 6 年程拘留されていた経験から説明しますと、通常被拘留者 (被告等) が自ら診察要求しないと医師の診察は実現しない状態でした。また病気が判明しても適切な治療をしない場合が多くあります。拘置所内には充分な医療設備はありません。実際、最近では、波崎事件 (冤罪) の死刑囚であった人も東京拘置所内で適切な治療を受けられなかったため、冤罪を晴らすことができないまま亡くなってしまいました。(本当にくやしいことです)

袴田さんの精神疾患については、長い間東京拘置所はそれを認めようとはしませんでした。もしかすると、袴田さんに直接対応している刑務官は袴田さんの精神障害に気づいていたかもしれません。そしてそれを上司に伝えたかもしれません。私が拘留されていた時に見たものは、刑務官というのは、仮に個人的には被拘留者の立場に立って考えることがあってもそれについて自分の意見があっても、上司 (上部) の命令に従うという態度が徹底していました。

何せ塀の中のことです。私たち外からは、見えないこと、隠されていることがたくさんあります (実際はほとんどわかりません)。

尚、以前知り得たことが一つありました。数年前に八王子医療刑務所を見学できた機会がありまして、そこには精神病棟もありました。見学の最後に質問の機会があって、そこで「死刑確定者の場合は八王子医療刑務所に移管して治療できますか」と質問してみたところ､「ここは、受刑者のための施設であるため死刑囚は未決とみなし、対象としていません」という返答でした。(八王子医療刑務所も高度の医療を担う病院に設置されているような医療機器、設備等は見あたらず、充分な治療ができるのか疑問に思った記憶があります。)

この間の弁護団の取り組み、そして精神科医の面会の実現 (成年後見制度として実施)、国会議員の面会及び国会における議員の人達の袴田さんについての質問等が行われ、また今回の署名提出等によって、あらゆる方向から法務省へ、法務省矯正局矯正医療課へ働きかけていくことが、袴田さんの治療を実現させていくことに近づいていけるのだと思います。

(2) 死刑執行に関して

死刑の執行については、法務省側から死刑を執行すべき死刑囚名を法務大臣に提出して法務大臣にお伺いを立てるそうです。法務大臣の中には、それを拒否する人もいました。最近、鳩山元法務大臣をはじめ法務大臣は死刑執行命令書に判を押したことから死刑執行が頻繁に続いています。

実際には、法務省側より出された執行する死刑囚名の中に袴田さんの氏名がなかったのか、法務大臣が袴田さんの氏名のある命令書に判を押さなかったのかは判りません。再審請求中は死刑執行は停止と、昨年国連人権委員会から勧告されています。そうした国際的通念に日本政府もそれを無視して死刑執行を強行することは踏みとどまっているのではないでしょうか。まして袴田さんに

ついては、これまで国会で議員の質問として袴田さんの状態について取り上げられたことが何回かあったことを初め、彼が無実であり冤罪であることの多くの声があることを法務省も既に知っているはずです。

それでも死刑執行があったニュースを耳にするたびに袴田さんが含まれていなかったことに支援者はほっとしてみたり、いまだ袴田さんへの死刑執行への危惧は皆無ではありません。(そうしたことからも支援者の多くは死刑制度そのものに反対の考えになっています。尚、付言しますと、他に冤罪または部分的冤罪で死刑囚とされている人も少なくないと聞いています。)

この間、保坂議員 (社民) や鈴木宗男議員が袴田さんの状態について、国会で質問をして問題として取り上げたり、またテレビ番組で何回か特集を組んで袴田事件が冤罪であることを放映してきたり、こうした現実が国・法務省に対して圧力になっていることは少なからずあるのだと思うのです。

再審開始による無罪獲得、死刑執行停止、精神疾患の治療、どれについても裁判に対する弁護団の取り組み、そして世論を動かすための取り組みと多くの人々の支援、また国会議員の国会での活動等、今後も更にこの動きを継続、拡大されていくことが大切と私達は思っています。■

狭山事件の集会に行ってきました。

共同代表 校條

5 月 13 日 (水) に練馬区の厚生文化会館にて、「狭山事件の再審を！練馬集会」という集まりがあり、主催の方に呼んでいただき、行ってきました。

狭山事件は、袴田巌さんが巻き込まれた事件の三年前の 1963 年 (昭和 38 年)5 月に埼玉県狭山市で女子高校生が殺害され、被差別部落の青年・石川一雄さん (当時 24 歳) が犯人として逮捕された冤罪事件です。無実を訴えて今年で 46 年目です。

集会は、ビデオ「狭山事件」を上映した後、その監督の大熊照夫さんが撮影の経緯や狭山事件にまつわる話をされ、次に冤罪当事者となる石川一雄さんと奥さんのアピールがありました。狭山事件では、石川さんは無期懲役が確定したまま、1994 年 12 月に仮釈放となっています。31 年 7 ヶ月もの間、無実を訴えながら拘置所での生活を強いられていました。しかし未だに仮釈放のままであるため、現在再審請求中で闘っておられます。

まず同じ冤罪事件について知るといつも思うことですが、同じような構図が出てくるなぁと本当に思いました。

事件当時マスコミが冤罪者を犯人だ犯人だと煽り立てて騒ぐ事や、警察や検察、そして裁判所の理不尽さは、袴田事件と酷似している感じがしました。狭山事件では「犯人は部落出身者」と煽り、袴田巌さんの事件では「元プロボクサー」だからと煽る。そして強要された自白しか依る所はなく、警察や検察が出してくる証拠品はことごとく「事件のあらすじ」からこぼれてしまうものばかり。「3 回目の家宅捜索」で見つかる被害者の「万年筆」などは、袴田事件で言う 1 年 2 ヶ月後に出てくる「5 点の衣類」(犯行着衣) を思い起こさせる。しかもその万年筆は「新品同様」で指紋がついていなかったり、被害者がいつも使うインクの色と違う色のインクが入っていたりと、不可解なことばかり。筆跡鑑定では素人目にもわかる犯人の脅迫状と石川さんの筆跡の違い。明らかに石川さんを犯人にするには無理のある証拠が続出しているのです。これも袴田巌さんの事件の証拠達と同じです。明らかに裁判がおかしいのに、どうして再審にならないのか、やっぱりわからない。

はじめてうかがった石川さんは凛と立ち、かくしゃくとした方で、袴田巌さんより 3 歳若いとはいえ今年で 70 歳の方とは思えない程お元気な方という印象でした。一刻も早く袴田巌さんとも元気な姿でお会いできたらいいなぁと思いました。

最後に同じく冤罪で無実を訴えておられる北陵クリニック事件の守大助さんの支援の方と共に、袴田事件をアピールしてきました。アピールのお時間をいただきありがとうございました。■

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい
☆ボーナスカンパ大歓迎！



郵便振替口座番号：
00120-3-410592

口座名称：
袴田巌さんの再審を求める会

活　動　報　告

3/30　凶器勉強会参加（巣鴨・村﨑法律事務所）
4/1　支援強化イベント打合わせ（向ヶ丘遊園・サイゼリヤ）
4/4　ボクシング界支援者にビラ印刷指導（飯田橋・東京ボランティアセンター）
4/2　聖三木図書館に袴田事件関連書籍寄贈（四谷・聖イグナチオ教会）
4/6　弁護団証拠開示班会議参加（巣鴨・村﨑法律事務所）
4/7　新田ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
4/14　ボクシング界有志の会定例会参加（水道橋・ヴィッキーズ）
4/14　袴田事件関連書籍出版打ち合わせ（水道橋・ヴィッキーズ）
4/16　弁護団勉強会参加（霞が関・弁護士会館）
4/16　弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
4/17　トークイベント「検察の暴走を許すな！」でアピール（新宿・ロフトプラスワン）
4/17　支援強化イベント打合わせ（登戸・きちんと）
4/18　求める会定例会（巣鴨・村﨑法律事務所）
4/22　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
5/13　ボクシング界支援委員会参加（水道橋・ヴィッキーズ）
5/13　狭山事件集会で連帯アピール（練馬・厚生文化会館）
5/16　求める会定例会（巣鴨・村﨑法律事務所）
5/16　足利事件現地調査参加（足利・足利市民プラザ）
5/18　弁護団証拠開示班会議参加（巣鴨・村﨑法律事務所）
5/19　凶器勉強会参加（巣鴨・村﨑法律事務所）
5/20　「なくせ冤罪!5・20大集会」参加（九段下・九段会館）
5/20　『さいしん』27号編集会議（飯田橋・東京ボランティアセンターほか）
5/22　「裁判員制度と冤罪防止を考える集い」参加（渋谷・伊藤塾）
5/23　「たんぽぽ舎20周年の集い」参加（水道橋・全水道会館）
5/24　浜松集会で面会報告（浜松・中瀬公民館）
5/26　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
5/26　トクホン真闘ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
5/27　専大シンポ関連書籍出版打合わせ（神保町・おおとり総合法律事務所ほか）
5/31　『さいしん』27号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

活　動　予　定

求める会

6/14　求める会定例会（巣鴨・村﨑法律事務所）
7/11　求める会定例会（巣鴨・村﨑法律事務所）
8/2　『さいしん』28号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

6/2　弁護団勉強会（静岡・弁護士会館）
6/2　弁護団会議（静岡・弁護士会館）
6/11　弁護団行政訴訟勉強会（霞が関・弁護士会館）
6/11　弁護団証拠開示班会議（霞が関・弁護士会館）
6/17　ボクシング界支援委員会（水道橋・ヴィッキーズ）
6/21　袴田巌さんを救う会公開学習会（清瀬・清瀬教会）
6/28　清水集会（清水・清水テルサ）
7/16　弁護団勉強会（霞が関・弁護士会館）
7/16　弁護団会議（霞が関・弁護士会館）

Free Hakamada Now!!!

編集後記

いよいよ賛否両方ある中で裁判員制度がスタートした。今の司法が手詰まりなのは司法素人の僕でもわかる。だって、この袴田事件ひとつ再審にできないのだから。冤罪が無くなる…というより、ちゃんと裁判がチェックできて、修正できるようになって欲しい。修正といえば世界のサッカーチーム達はいつも修正をくり返している。こないだサッカー日本代表はチリに快勝し、はてさてベルギーにはいかなるゲームができるのか？ところでこの「さいしん」の編集をやっているといつもサッカー日本代表の試合があるのは偶然なのか？（笑）せっかく日本代表が攻守ともに機能し出してるんだから、裁判所もちゃんと機能してよ。再審制度を。（ペンネーム zan）